

多治見市防災士の会規約

(名称)

第1条 本会は、「多治見市防災士の会」(以下、「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、「自助」「共助」「協働」の原則のもと、会員相互のネットワークを構築し、知識及び技術を高めるとともに、防災・減災活動の実践及び人材育成を行い、市民の防災意識、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互が連携・交流し、防災士としての知識及び技術の向上を図るための事業
- (2) 地域、学校等における防災講座・教室、訓練等での指導・補助など、防災・減災につながる事業
- (3) 発災時における避難所やボランティアセンターの運営補助などの活動とそのための訓練
- (4) 防災士活動の広報・啓発とともに、新たに防災士及び防災リーダーを育成するための事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、目的に賛同する防災士(日本防災士機構により認証された防災士の資格を有する者をいう。)によって構成する。

2 防災士以外の防災有志者(ただし、防災士の資格取得を目指す者であること)についても、役員会の承認により加入することができる。

(入会)

第5条 前条に該当し本会に入会しようとする者は、別記様式第1号の入会申込書を会長に提出するものとする。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、別記様式第2号の退会届を会長に提出するものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。役員は会員の中から選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 1名
- (6) 幹事 若干名

2 本会に上記以外の役員、顧問及びアドバイザーを役員会の承認により置くことができる。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 残任期間中に欠員が生じ、新たに選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選任)

第8条 本会の役員は役員会において選出し、総会において承認を得るものとする。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務全体を総括するものとする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代行する。

3 書記は、議事録の作成と情報の伝達を担当し、会務の運営に参与する。

4 会計は、会計業務を担当し、会務の運営に参与する。

5 会計監査は、会計業務を監査し、会務の運営に参与する。

6 幹事は、会長、副会長を補佐し、会務の運営に参与する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 総会は、年1回開催する。ただし、役員会が必要と認めたときは臨時総会を開催する。

3 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(総会の議事)

第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を付議するものとする。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 役員改選に関すること。

(4) その他必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、第7条に定める役員をもって構成し、本会の運営上必要な事項を審議するものとする。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めることのほか、本会の運営に関して必要な事項は、役員会に諮り会長が定めるものとする。

附 則

この規約は、令和8年3月24日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

多治見市防災士の会 会長 様

多治見市防災士の会 入会申込書

フリガナ		
氏 名		
住 所	〒 県 市	
電話番号	固定電話	
	携帯電話	
メールアドレス		
防災士登録No.		

私は、多治見市防災士の会に入会したいので申し込みます。
個人情報については、本会員への開示、会員名簿の作成、本会との連絡網
及び活動報告として利用することに同意いたします。

年 月 日

申 込 者 _____ (署名)

様式第 2 号（第 6 条関係）

多治見市防災の士会 会長 様

多治見市防災士の会 退会届

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 県 市
防災士登録No.	

年 月 日をもって退会したいので届け出ます。

年 月 日

届 出 者 _____ (署名)